

物件1 臨海公園

碧南市臨海公園内自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市臨海公園内自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

物件番号1 碧南市臨海公園内第3駐車場、大芝生広場東側、ドーム横、くじら池西側、グラウンド西側植栽自動販売機設置スペース

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機13台の設置場所として

4 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。

(2) 自動販売機に係る電気料は、貸付料とは別に実費相当分を支払うものとする。

6 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を市が指定する日までに一括で前納すること。電気料は、実費相当分を市の請求に基づき納付すること。

(2) 前納した貸付料について、事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しない。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

物件1 臨海公園

9 使用上の制限

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すこと。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、災害用ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくとも可）。ただし菓子またはアイスクリームの自販機において、これを満たすものがない場合はその限りではない。
- (3) 販売価格は通常市販価格を参照し、事業者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、事業者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。大型連休等繁忙期に回収ボックスがあふれることの無いよう十分注意すること。

10 設置条件

- (1) 設置場所には、既存の自動販売機が設置されているため、撤去された後に設置すること。なお、令和8年4月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。
- (4) 設置場所に応じ、必要な強度を確保した屋根テントを設置すること。テントの生地は、防水、防炎加工がされている耐久性のある生地を使用し、色は緑系統とすること。また、屋根は片流れとし、骨組みに使用するパイプ枠は塗装仕上げされたものを使用すること。既設テントの生地やパイプ枠も利用可能とするが、破損や汚損された場合は、事業者が速やかに修繕すること。
- (5) 臨海公園テニスコート横に別団体が自動販売機を1台設置しているが、そのことを起因とした営業利益の減少等について、市は責任を負わないため留意すること。

11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。

物件1 臨海公園

- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

12 商品の具体的な構成

11(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

- (1) 飲料用自動販売機は、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水、スポーツ飲料水等の清涼飲料水を販売し、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。
- (2) 同じ箇所の飲料用自動販売機はそれぞれ異なる飲料メーカーの自動販売機を設置すること。(コンビ機は1台1種類とみなす。) また、今回募集する臨海公園内の5箇所で4社以上の飲料メーカーを採用すること。
- (3) ドーム横に緑の募金を目的とした飲料用自動販売機を1台設置し、売り上げの2%を緑の募金として碧南市緑の募金委員会に納めること。また、自動販売機の前面には、利用者の理解が得られるよう、緑の募金についての説明が記載されたステッカーを貼るなどラッピングをすること。
- (4) ドーム横にアイスクリームの自動販売機を1台、菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料のコンビネーション自動販売機を1台設置すること。
- (5) くじら池西側にアイスクリームの自動販売機を1台設置すること。

物件1 臨海公園

13 報告書の提出について

事業者は、電気料の算出にあたり、毎月1日から5日までに設置箇所付近のトイレ横の電灯盤に設置されている自動販売機用積算電力計を検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

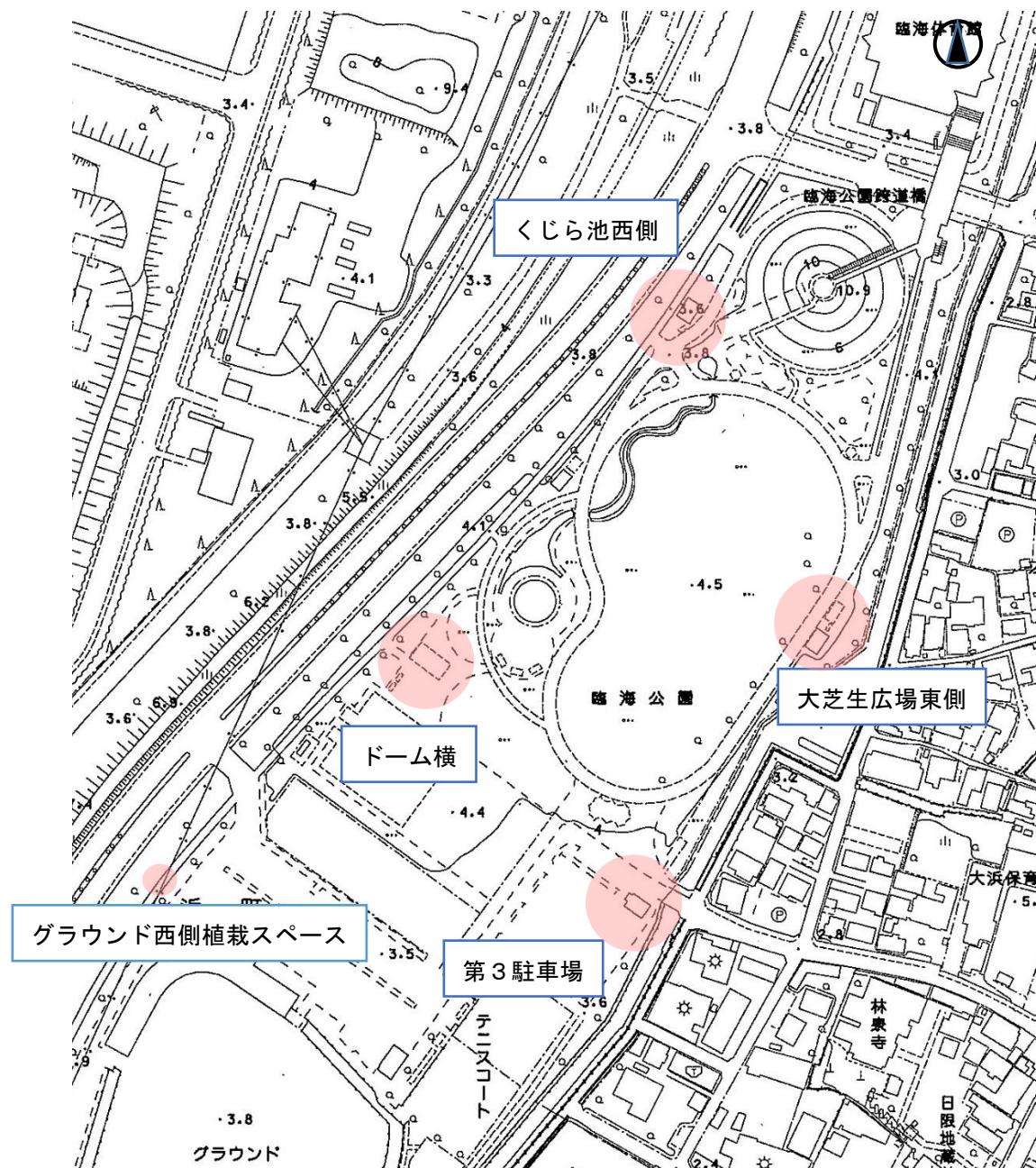
事業者は、月別の売り上げ状況（販売個数、売上額）を半年毎に市に報告すること。

14 その他

- (1) 市が、4の貸付期間中に同施設内で他の自動販売機の新設を行った場合も本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) 市の許可が下りた物販を行う者と商品種目が同一になってしまっても、市は一切の責は負わない。
- (3) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

物件1 臨海公園

【全体図】



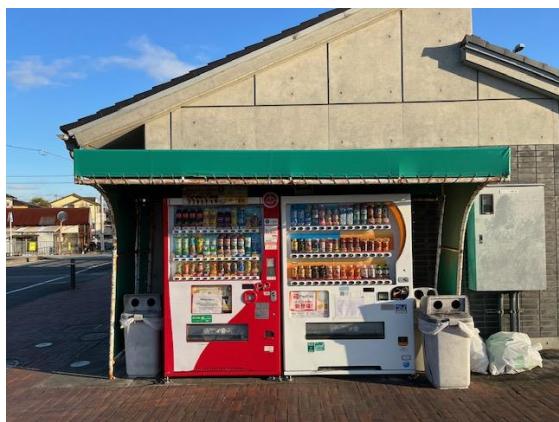
物件 1 臨海公園

第3駐車場（2. 5 m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料	2台	3,264,710円

- ・飲料用2台は異なる飲料メーカーを採用すること。

【第3駐車場】



物件 1 臨海公園

大芝生広場東側（4. 3 m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料	2 台	907, 430 円

- ・飲料用 2 台は異なる飲料メーカーを採用すること。

【大芝生広場東側】



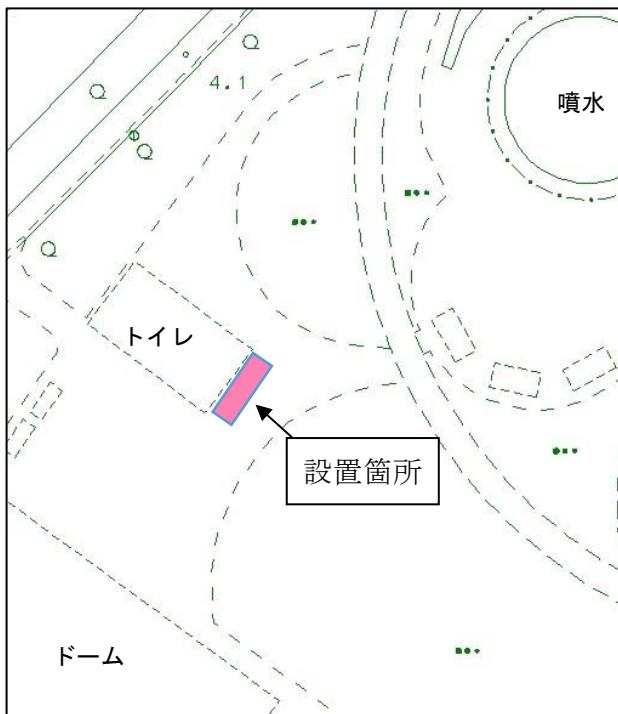
物件1 臨海公園

ドーム横（4.8m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料	2台	2,177,810円
アイスクリーム	1台	1,959,470円
菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料とコンビネーション自動販売機	1台	718,630円

- ・飲料用2台は異なる飲料メーカーを採用すること。
- ・飲料用2台のうち1台は、緑の募金を目的とした自動販売機を設置し、売り上げの2%を緑の募金として碧南市緑の募金委員会に納めること。また、自動販売機の前面には、利用者の理解が得られるよう、緑の募金についての説明が記載されたステッカーを貼るなどラッピングをすること。
- ・1台はアイスクリームの自動販売機を設置すること。
- ・1台は菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料のコンビネーション自動販売機を設置すること。

【ドーム横】



物件1 臨海公園

くじら池西側（5. 6 m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料	1台	1,567,800円
アイスクリーム	1台	2,368,210円

- 1台は飲料用、1台はアイスクリームの自動販売機を設置すること。

【くじら池西側】

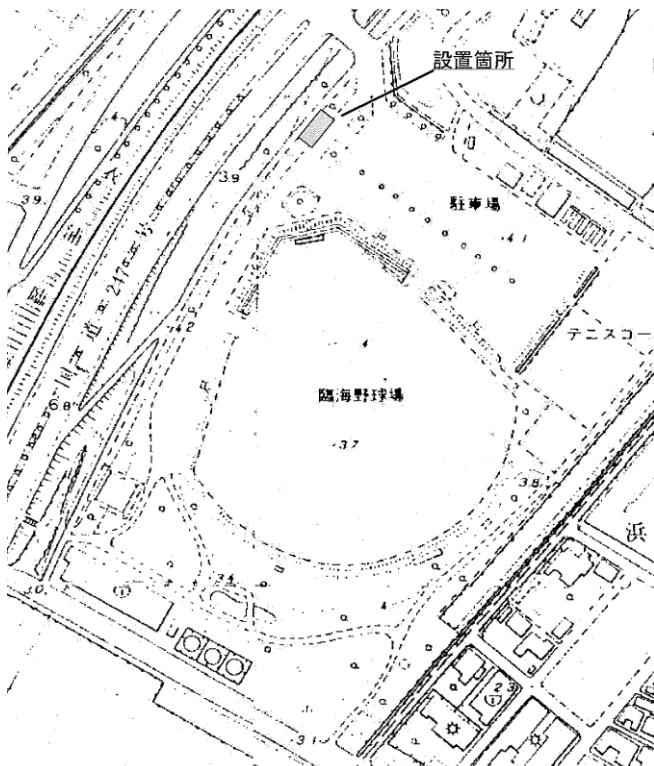


物件 1 臨海公園

グラウンド西側植栽スペース（5. 0 m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料	3台	1,901,640円

- ・飲料用3台は異なる飲料メーカーを採用すること。



物件2 港南緑地

碧南市港南緑地内自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市港南緑地内自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

物件番号2 駐輪場

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機4台の設置場所として

4 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。

(2) 自動販売機に係る電気料は、貸付料とは別に、実費相当分を支払うものとする。

6 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を市が指定する日までに一括で前納すること。電気料は、実費相当分を市の請求に基づき納付すること。

(2) 前納した貸付料について、事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しない。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

物件2 港南緑地

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すこと。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、災害用ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。ただしアイスクリームの自販機において、これを満たすものが無い場合はその限りではない。
- (3) 販売価格は通常市販価格を参考し、事業者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、事業者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。大型連休等繁忙期に回収ボックスがあふれることの無いよう十分注意すること。

10 設置条件

- (1) 設置場所には、既存の自動販売機が設置されているため、撤去された後に設置すること。なお、令和8年4月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。
- (4) 屋外の設置場所には必要に応じて、必要な強度を確保した屋根テントを設置すること。テントの生地は、耐久性のある生地を使用すること。既設テントの生地やパイプ枠も利用可能とするが、破損や汚損された場合は、事業者が速やかに修繕すること。
- (5) 自動販売機には積算電力計をつけること。

11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。
- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、

物件2 港南緑地

週末や休日にかかわらず24時間対応すること。

- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

12 商品の具体的な構成

11(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

- (1) 飲料用自動販売機は、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水、スポーツ飲料水等の清涼飲料水を販売し、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。また、販売する容器は缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。
- (2) 同じ箇所の飲料用自動販売機はそれぞれ異なる飲料メーカーの自動販売機を設置すること。(コンビ機は1台1種類とみなす。)

13 報告書の提出について

事業者は、電気料の算出にあたり、毎月1日から5日までに自動販売機用積算電力計を検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

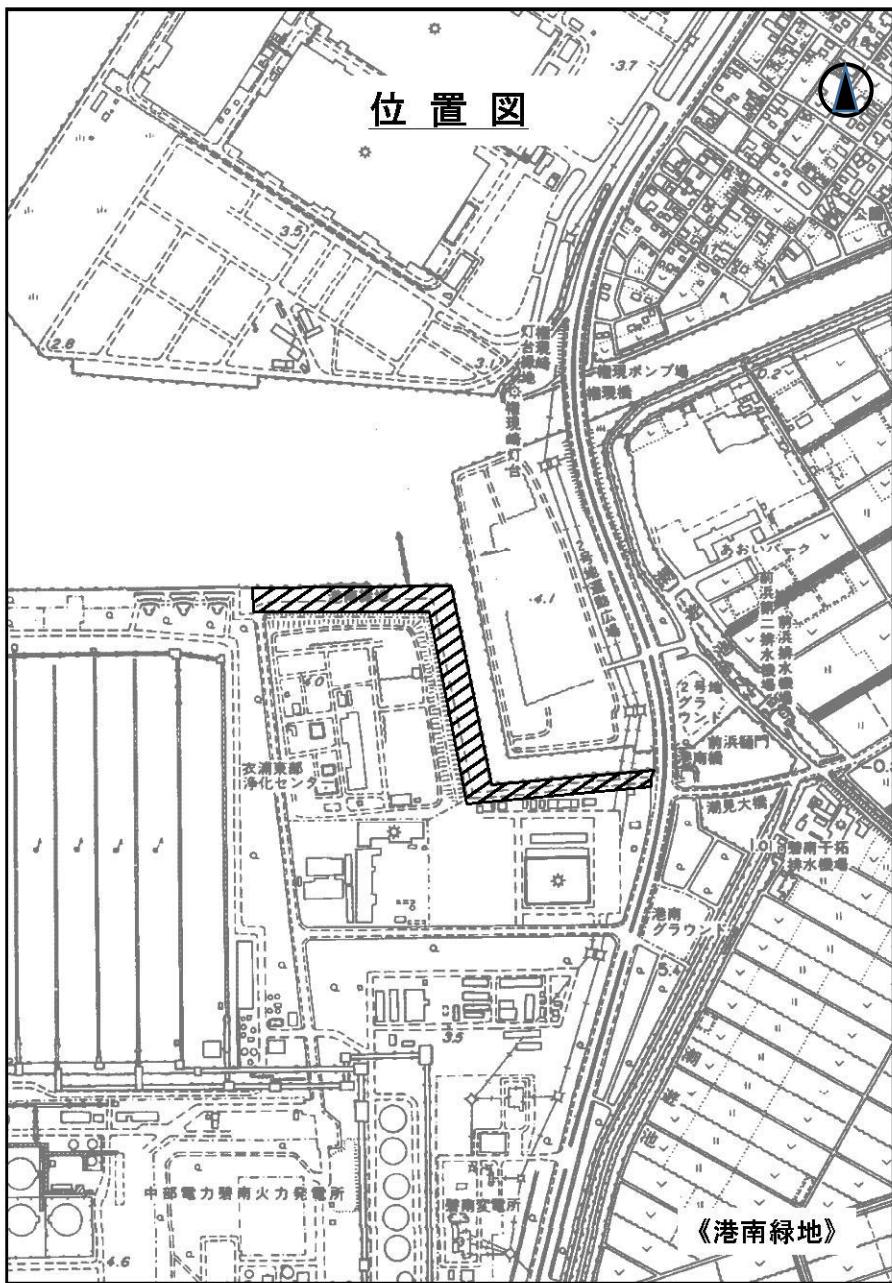
事業者は、月別の売り上げ状況(販売個数、売上額)を半年毎に市に報告すること。

14 その他

- (1) 市が、4の貸付期間中に同施設内で他の自動販売機の新設を行った場合も本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) 市の許可が下りた物販を行う者と商品種目が同一になってしまっても、市は一切の責は負わない。
- (3) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

物件2 港南緑地

【全体図】



物件2 港南緑地

駐輪場（合計約6.0 m²）設置内容

販売品目	台数	令和6年度売上額
飲料（缶・ペットボトル）	3台	5,600,960円
アイスクリーム	1台	—（新規）

- ・飲料用（缶・ペットボトル）3台は異なる飲料メーカーを採用すること。
- ・1台はアイスクリームの自動販売機を設置すること。
- ・各販売機の配置は現状に関わらず、利用者の利便性を考えて行うこと。

【設置箇所図】

